

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年2月27日

小樽商工信用組合

金融整理管財人 矢野 修

金融整理管財人 荻野 義明

一. はじめに

当組合は、平成13年7月6日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。これを受け、同日、金融庁長官より同法第74条第1項第2号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分に至った経緯等につき調査を行い平成14年1月9日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成13年7月6日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査をしておりますので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

二. 旧経営陣に対する民事上・刑事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人は、金融整理管財人補佐及び職員の協力をえて法的責任追求の調査・検討を行ってまいりました。平成13年8月には、弁護士3名、公認会計士1名からなる「責任解明委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構、株式会社整理回収機構との協議、情報交換をいたしながら、法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、預金保険機構特別業務部の協力を得て「責任解明委員会」において、当組合における旧経営陣の不法行為の有無について、不良債権となった融資案件の調査、決算処理の内容調査をしたほか、役職員への事情聴取を行うなど、可能な限り調査しました。明確に犯罪に該当すると判断すべき案件は、現時点で認めておりませんが、背信性の強い融資と認識できる案件があり、場合によっては背任罪の正否を検討する必要があると思われま

3. 民事責任追及について

(一) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合破綻の要因が有価証券等余資運用の失敗と多額の不良債権にあることから、有価証券の多額の評価損が発生した理由及びこれに旧経営陣がどのように関与したかを調査しました。また、個別融資に関しても、旧経営陣がどのように対応してきたか、融資条件について問題点がなかったのかについて調査を行いました。

(二) 調査結果

(1) 有価証券取引による損害の発生

ア 有価証券取引を増加させた経緯

当組合は、平成元年には、既に不良債権が多額に上る状況にあり、銀行、信用金庫との競合、景気低迷に伴う資金需要の伸び悩みもあって、預金の伸びに比し、貸出金は伸びず、余剰資金が増大する傾向にありました。平成元年3月期では、預金37,215百万円であるのに対し貸出金は28,039百万円で、この差額は9,176百万円に達しておりました。

当組合はこのように生じた巨額の余剰資金を持って昭和50年代後半より証券投資信託を、平成元年頃より上場株式の本格的運用を開始し、漸次金額を増大させていきました。この金額は平成4年では5,000百万円を超えております。

イ 有価証券取引による損害

当組合では、余資運用の結果、生じた評価損失の計上を行わない処理を続けておりましたが、その損失状況は、必要な計数が確認し得た平成7年3月期以降の推移をみますと平成7年3月期1,008百万円、同8年3月期755百万円、同9年3月期1,116百万円、同10年3月期1,057百万円、同11年3月期958百万円、同12年3月期819百万円の評価損失をその他引当金として負債計上し、同額を剰余金より控除しております。

ウ 有価証券運用の問題点

当組合においては有価証券の運用規定が作成されたのは、平成10年になってからのことであり、運用にあたってはルール、責任所在等不明確なままなされており、それ自体問題であると思料いたします。

加えて現実の有価証券の売買については、証券会社出身の役員に実質上一任する等運用面においても問題点を指摘することができます。

有価証券運用の規定すら設けず、また有価証券運用の危険性を十分認識せずに、当時のいわゆるバブルの風潮に乗って安易に有価証券投資を行い、評価損を発生させ、かつ評価損を増大させた点に問題が存在します。

(2) 特定金銭信託取引契約について

ア 本件金外信契約締結の経緯

当組合は、平成3年時点で、既に有価証券について多額の評価損を抱えていましたが、決算上においては有価証券を簿価にて計上して、決算書上においてはその評価損を表面化させない決算を継続していました。同時に、含み損の解消に努めようとしたものの、不良債権処理に迫られていたこと、株式市場及び景気の低迷もあり、解消は遅々として進まず、平成8年3月期での含み損は1,699百万円となっております。

折からの金融機関に対する資産評価の適正化という流れの中で、平成9年3月期

決算では「上場株式」、「転換社債」の含み損の適正な処理は避けられない事態となり、含み損を抱えた株式等につき、有価証券評価損の決算対策として、本件金外信託採用の提案を受け、さらには、外資系金融機関から、本件金外信託は、時価のない非上場債権であること、原価法による処理も、会計上、法律上の問題もないとの説明を受けて、平成9年2月7日、契約を締結するに至っております。

当組合は平成13年5月末に本件金外信託を解約しております。

イ 本件金外信契約締結の問題点

本件金外信契約の解除によって、1,117,269千円の売却損が発生しており、この売却損失に、平成9年3月期に運用益として入金した15,933千円を控除した1,101,336千円が帳簿上の損失となりますが、この金額は、この金外信託契約締結時の売却損失1,116,553千円を下回っており、金外信託契約の契約自体による損害は、発生していないと判断できます。

むしろ、本件金外信契約は、平成9年3月期以降の当組合の有価証券の評価損の表面化を回避するのを主たる目的として締結されたものであり、こうした目的に基づいてなされた本件金外信契約は、組合員及び債権者に対して組合の経営状況を正確に伝えるという情報開示の観点、すなわち決算処理上問題がありました。

(3) ステップダウン債の購入について

ア ステップダウン債購入の経緯

前述のとおり、平成9年にも至っても、含み損は解消しえず、同年3月期には含み損の額は、10億2,100万円となり、早急な解消の必要に迫られました。

この解消のため、平成9年の初め頃からステップダウン債の購入により、この含み損の解消を検討し、同年4月3日をもって同債を購入、同年9月30日に469,333千円、平成10年3月31日には480,000千円の合計949,333千円の利払いを受け、全額収益計上し、売却した証券投資信託の実現損失、約1,019,450千円の補填に充てております。

なお、組合は、平成13年5月25日、所定の解約決済の手続きを経て、同年5月30日売却、手元資金化しております。購入より解約に至る収支は次のとおりであり、購入額3,002,666千円に対し、利息及び解約精算金の額は3,801,108千円となっております。

イ ステップダウン債購入の問題点

額面上は、利息及び解約精算金の額が購入額を上回っており、ステップダウン債の購入契約自体による損害は発生していないと判断できます。

ステップダウン債は、償還期限約20年の円建て債権であり、信用リスクを別とすれば、償還期日では、元本の保証がされ、また、利払いは初回及び第2回目は年率32%と高利率であります。以降は0%を下限とした変動制度となっております。組合は、本債券が32%と高率の利息が購入初年度1年間に収受できる点に着目し、

多額の証券投資信託の損失処理のため購入したものです。

組合の経営判断として考えると、含み損失は処理は、既に避けられない状況であり、元本、利息の保証（2年目以降の利息は除く）された本取引はやむを得ない選択の一つだったとは考えられますが、このことにより、余資の長期固定化、非上場債券であっても、発生が見込まれる債券の下落という新たな問題があったことは事実です。

（４） 個別融資案件について

個別融資案件については、その調査範囲を、①平成12年4月及び同13年1月各時点における融資残高上位20社中、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とし（グループ企業含む）、並びに②役員に対する融資とし、③これに該当しない債務者についても、責任解明委員会と協議の上、調査の必要ありと認める債務者を加えて、最終的に、約50名の債務者につき、融資記録及び役員、職員からの事情聴取を行いました。

（三） 調査結果に基づく検討

（１） 有価証券取引による損害の発生について

ア 有価証券投資を行い評価損を発生させたことについて

有価証券の運用規定を設けずに、運用に踏み切った点に問題は認めますが、有価証券の評価損については、そのほとんどがいわゆるバブル経済崩壊による株式市場の急落が原因となった評価損です。さらに、評価損が発生している有価証券の取得は平成3年までのものがほとんどであり、当時の株式市場の状況からすれば有価証券を取得して運用しようとしたことについて法的責任まで追及できるか疑問があるだけでなく、すでに行為時から10年以上を経過しており時効の問題が存在し、有価証券を取得した点について役員らの民事責任を追及することは困難と判断されます。

また、平成3年以降、損失拡大防止のために直ちに売却処分をした場合には、既に当組合の存立が著しく危ぶまれる状態にまで達しており、このような状況下において、将来の値戻りに期待し、営業収支の改善を図るなどしながら有価証券の保有を継続した不作為について役員らに対し民事上の損害責任を追及するのは、経営判断の問題もあり、困難であると判断せざるを得ません。

イ 本件金外信契約の締結及びステップダウン債の購入について

本件金外信契約及びステップダウン債ともに、決算処理上問題がありましたが、上記のとおり、それぞれの契約締結、購入により独自の経済的な損害は発生しておりません。

したがって、これらの行為に対し、現時点で、役員らの民事責任を問うことは困難であると考えております。

ウ 個別融資案件について

個別融資案件については、責任解明調査委員会において精力的に調査を行ってまいりました。現時点において、関与役員の民事責任を追及するのが相当と判断される案件はありましたが、民事提訴を行うには、更に内容の精査を行う必要があります。

4. 今後の対応

今後、上記の責任解明委員会が調査した債権ならびにその他の不良債権を、株式会社整理回収機構に譲渡することになりますので、同社において引続き責任追及が行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権も同社に譲渡する予定です。

以 上